

真の地方分権実現に向けた国の制度改革について

四国部会提出
説明担当 高知市

三位一体改革は、「地方にできることは地方に」という方針の下、昨年 11 月 30 日の政府・与党合意により、4 兆円の国庫補助負担金の改革、3 兆円規模の税源移譲が行われることとなった。

しかしながら、本来の目的である地方の自由度を高め、地方分権を推進するという改革の本旨からかけ離れたものであり、とても満足できるものではない。

我が国の経済情勢は、緩やかな景気回復が続いているといわれるが、地域間においては大きな格差が生じている。

こうした中、国では定率減税や老年者控除の廃止など、税制改革による所得控除額の見直しが進められている。

また、国民が負担増となる社会保障制度の見直しも行おうとしており、三位一体改革をはじめ、少子化対策や年金、医療などの市民生活に直接影響を及ぼす制度改革が同時に進められている。こうした制度改革は、高齢者や働き盛りの中堅層を直撃し、特に低所得者層にとってますます生活が厳しくなることが予想される。

こうしたことから、国においては、大都市と地方の所得格差が拡大している状況下で、地方の実情を十分に理解し、真の地方分権となる国の制度の改革を行うよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 市場原理に基づいた弱者切り捨ての制度改革にならないよう積極的施策を講じ、地域経済の維持、活性化を図ること。
- 2 三位一体改革は、平成 19 年度以降を「第 2 期改革」と位置づけ、更なる地方分権改革を一層推進すること。
- 3 地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確実に確保すること。
- 4 生活保護負担金に係る国庫負担割合の引下げを絶対に行わないこと。

市町村合併に対する財政支援措置について

東 北 部 会 提 出
説明担当 白河市

地方分権という大きな時代の潮流の中において、少子高齢化の進行、財政状況の悪化等、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらに対応するため、足腰の強い行財政基盤の構築を図るべく、多くの自治体において市町村合併に対する取り組みが進められてきたところであります。

合併後の市町村における円滑な行財政運営の促進、特色ある地域振興策や都市基盤の計画的整備を促進するため、次の事項について特段の御高配を賜りますよう強く要望いたします。

- 1 市町村合併補助金については、「市町村の合併の特例に関する法律」の経過措置期間に合併する市町村に対しても、平成 17 年 3 月末日までに合併した市町村と均衡を図る観点に立ち、同様の財政措置を講じるとともに、その活用についても、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう配慮すること。
- 2 合併特例債については、合併市町村における公共的施設の整備のための財源として、地域の実情に応じた弾力的な活用ができるよう、充当範囲の拡大等に配慮すること。

市町村合併における財政支援措置の堅持について

中国部会提出
説明担当 東広島市

これまで国においては、「市町村合併支援プラン」や「新市町村合併支援プラン」により、いわゆる「平成の大合併」を積極的に推進してきたところである。

しかしながら、合併後の区域が広大となる自治体や財政格差の大きい自治体同士の合併が散見され、合併後の自治体の財政基盤は、必ずしも強固なものになったとは言えず、また、近年の地方交付税の削減等により、合併後の円滑な行政運営の推進等に支障を来たすおそれがある。

合併後のまちづくりを軌道に乗せるためには、相当の財源が必要であり、合併を支援するための財政措置を縮減することは、合併後の自治体の均衡ある発展を大きく阻害することにもなりかねない。

よって、国におかれては、普通交付税の算定の特例措置や合併特例債をはじめとする市町村合併に係る財政支援措置を堅持するよう、強く要望する。

合併特例債及び補助金の運用について

東海部会提出
説明担当 恵那市

全国多くの市町村が地方分権の推進や少子高齢化の進展、構造改革の推進などへの対応に向けて合併を進め、極めて厳しい財政状況の中、より一層簡素で効率的な行財政運営に取り組み、新しいまちづくりを進めている。

こうした中、市町村建設計画に基づいて行う事業で、合併に伴い必要と認められるものに要する経費については、合併特例債をもってその財源とすることができるかとされているが、そのほかの合併に伴って必要となる諸事業への財源についても、既存の地方債に代えて合併特例債をもってその財源とすることができるよう要望する。

また、合併に伴い市内に類似の公共施設が複数存在することとなることから、今後これらの公共施設を統合する場合、廃止又は休止となる公共施設に係る補助金の返還免除など特段の配慮と、施設解体事業などについても合併特例債をもってその財源とすることができるよう要望する。

さらに、合併新法に基づき合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を行うよう要望する。

地方税法の改正に伴う周知について

四国部会提出
説明担当 さぬき市

国・地方ともに厳しい財政状況の中、最近の税制改正の内容は、住民税による税負担を求めるものとなっている。

平成19年度からの本格的な税源移譲の実施に伴い、いわゆる低所得者層では、所得税と住民税の合計負担額は変わらないものの、所得税は減税となり、住民税は増税となることに加え、住民税が収入の発生した年の翌年度課税であることから、住民の理解が得られにくく、苦情等トラブルの発生が予想され、ひいては、滞納税額・件数の増加により収納率の低下への影響が懸念されている。

このような中、各自治体においては、機会をとらえて、広報紙やホームページなどを通じて改正内容の周知に努めているが、より効果のある全国的な公共放送等を利用したPRが必要である。

よって、国においては、住民の理解を得るため、わかりやすいリーフレットの作成や公共放送等を利用した定期的なPRを行い、地方税を含めた税制改正の内容を広く周知されるよう強く要望する。

拉致事件の全容解明と早期解決並びに 拉致被害者に対する支援について

北信越部会提
説明担当 佐渡市

平成14年9月及び平成16年5月に平壤で開催された日朝首脳会談において、北朝鮮側は初めて日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者5人とその家族8人の帰国が実現した。

その後、平成16年8月から11月にかけて3回の日朝実務者協議が行われたが、その中で北朝鮮側が示した「8名は死亡、2名は入国の記録なし」との立場は変わらず、この問題の真相究明を目指す真摯な姿勢が見られない。

平成17年11月に、1年ぶりに2日間の審議官級の協議が北京で開催されたが、拉致問題については具体的な進展は見られず、3分科会の設置提案が合意されたにとどまっている。

このような北朝鮮の誠意ない姿勢に対し、国連では平成17年12月国連総会本会議で、北朝鮮による外国人拉致を「組織的な人権侵害」と非難する欧州連合（EU）や日米両国などの決議案が採択された。

本年2月4日から5日間の北京での日朝包括並行協議でも、わが国にとって最優先課題である拉致問題の解決に向け、拉致被害者の早期帰国、真相の究明、容疑者の引渡しを強く求めたところであるが、北朝鮮側は、従前の拉致問題は「解決済み」との姿勢を一步もくずしていない。

政府においては、この北朝鮮による一連の拉致事件は、わが国の国家主権と国民の基本的な人権にかかわる重大な問題であり、また、安否不明者や特定失踪者の家族の高齢化により問題の先送りが許されない状況にあることなどから、これまで以上に事件の全容解明と早期解決に向け、全力をあげて取り組むことを強く要望いたします。

また、拉致被害者とその家族の支援に関しては、様々な支援策が講じられていて、地元自治体も地域住民と一体となって取り組んでおりますが、日本で安心して生活ができるよう、きめ細かい支援策を今後も国が実施していくことを強く要望いたします。

記

- 1 拉致被害者の安否確認及び早期帰国を図ること。
- 2 特定失踪者の事実確認を図ること。
- 3 経済制裁を含めた強い姿勢で北朝鮮との交渉に臨み、北朝鮮元工作員 辛光洙（シン・グアンス）容疑者らの身柄引き渡しを強く要求し、拉致事件の全容解明に努めること。
- 4 拉致被害者及びその家族のそれぞれの状況に合った支援策を実施すること。

北方領土問題の早期解決と隣接地域の復興対策について

北海道部会提出
説明担当 根室市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題に関し進展が期待されていた昨年11月の日口首脳会談においては、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき日口両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行うことでは一致したものの具体的な進展は見られず、元島民や返還要求運動関係者を中心に、全国の先頭に立って返還運動を60年に亘って行ってきた原点の地としては、怒りすら覚える結果であり、誠に残念といわざるを得ない。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、戦後60年という長い間北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの60年間を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりとしての「未来に希望の持てる」取り組みへの再構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などに力を入れるとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性についてロシア連邦を初め諸外国に対し、積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、国内外の世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、これまでの「地域振興」という視点ではなく、「復興対策」として国の責任のもとでの対策実施について強く要望する。

日米地位協定の抜本の見直しについて

九州部会提出
説明担当 石垣市

沖縄県には、全国の在日米軍専用施設面積の約75%が集中し、実に県土の約11%を米軍基地が占めている。

これらの在沖米軍基地から派生する事件・事故等により県民の生命・財産は常に危険にさらされている。事件や事故に限らず、基地から派生する騒音、山火事、赤土流出、PCB等の有害物質による環境汚染も後を絶たず、県民は米軍基地の運用のあり方、環境保全、裁判権等を定めた現在の日米地位協定の抜本の見直しを日米両政府に対して強く要請してきたところである。

しかしながら、米軍による事件、事故は絶えることがなく、新年を迎えたばかりの本年1月17日、県民の食卓を潤す好漁場として知られている沖縄本島東方海上にF-15戦闘機が墜落する事件が発生した。

県民に大きな不安と衝撃を与えた事故にも関わらず、事故原因が明らかにされないまま2日後には同型機での訓練が再開され、米軍の強行・ほうらつな姿勢に県民の怒りは頂点に達している。

このような状況は、現行の日米地位協定に基づくものであり、もはや「運用の見直し」では解決できないことを物語っている。

同協定は、昭和35年（1960年）の締結以来、一度も改正されることなく今日に至っている。

ドイツのボン補足協定が昭和34年の締結以来三度も改正されていることに比べ、46年もの間、県民の生命・財産が危険にさらされ、要望が無視されていることは断腸の思いである。

よって、県民の生命・財産・人権を守る立場から、米軍優先となっている現在の日米地位協定の抜本的な見直しについて強く要請する。

国民健康保険制度の改善強化について

東 北 部 会 提 出
説明担当 岩沼市

国民健康保険は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料(税)負担の増大や、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっております。

国は、国民が等しく必要な医療を受けられる国民皆保険体制を維持する責任を有するものであり、国民健康保険制度が直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが今まさに求められているところです。

よって、国においては、国民健康保険制度の安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、制度改革を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 調整交付金の算定にあたっては、事業の安定的運営に資するという制度の趣旨に鑑み、単に保険料(税)の収納率による減額措置を廃止すること。
- 4 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供が得られるよう配慮すること。
- 5 被保険者証の個人カード化により増大する事務経費に対する財政支援措置を講じること。

義務教育施設の施設整備費の充実について

関東部会提出
説明担当 流山市

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を担っている。

現在、地方分権改革が国を挙げて推進されているが、真の地方分権の確立には、地方公共団体がそれぞれ自主・自立した行財政運営を可能とするため、「三位一体改革」に掲げる相応分の税源移譲などの実現が極めて重要であり、その実現こそが地域住民に密着した適切なサービス提供に反映されるといっても過言ではない。

このような中、各般にわたる安全・安心な暮らしを求める声がより高まる今日、施設整備をとっても臨時的かつ巨額の財政負担となることから当該団体の財政運営が可能となるよう国庫補助負担金の充実と施設整備の適切な財源措置が望まれるところである。

特に、義務教育施設は活力のある人材を育てるために早急に耐震化を含め、建て替え改築からコストの安い改修への転換など効率的な整備手法に重点を移していかなければならないところでもある。

については、充実した教育を支える環境の整備として、次の事項に関し特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 小・中学校校舎、屋内運動場等の建設及び大規模改造事業に対する補助事業を確保するとともに、耐震補強工事の早期実現が図られるよう、その財政措置を確保されたい。

市町村による児童相談体制の充実について

東海部会提出
説明担当 一宮市

近年、幼い子どもの尊い命が奪われたり、心身に重い後遺症が残る事件が多発しているが、児童虐待は被害児童の将来に多大な影響をもたらすものとして深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 16 年 12 月、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、市町村及び児童相談所の役割の見直し等を定めた児童福祉法の一部が改正され、市町村業務に児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること、及び必要な情報の提供を行うこと、並びに家庭その他からの相談に応じ、必要な調査・指導を行うこと等が規定された。

これに伴い、市町村にも児童虐待や児童相談に関する多くの通告や対応が迫られることになるが、それに当たる担当職員について、資格等特に定められたものはなく、職員配置基準も明確にされていないのが現状である。

特に児童虐待の相談については、市町村に専門職員がいないため、適切な対応ができるか危惧されるところである。また、専門性が高い事例や緊急性が高い事例などは、児童相談所が対応することとなっているが、具体的な判断が難しく、市町村の相談業務に混乱を来たすものと考えられ、市町村間において取り組み姿勢に格差が生じることも予想される。

よって、国においては、この法改正に伴い、市町村間の取り組み格差を解消するため、職員の資格、配置人数を明確化するなど、具体的なガイドラインや指針等を示し、市町村による相談業務が円滑に実施できるよう要望する。

自治体病院等における医師確保対策の充実について

中国部会提出
説明担当 出雲市

自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な特殊、へき地、小児など多くの不採算医療を担いながら、地域における身近な医療機関として、また、救急医療や高度な医療を担う基幹病院、あるいは中核的病院として医療の確保と医療水準の向上に大きな役割を果たしています。

しかしながら、地方の中小病院では、臨床研修医が都市部の大病院に集中していること、医師派遣が未だに関連大学からの慣習的な医局人事によって行われていること、医療提供体制が患者中心ではなく医療提供サイドの視点で構築されているなどの理由により、地域医療を担う医師の不足が深刻化し、小児科や産婦人科をはじめ、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次ぎ、地域医療の確保・存続が危ぶまれています。

については、国及び県において、地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するための新たなシステムを構築されるよう強く要望します。

産業廃棄物処理場問題の抜本的解決について

九州部会提出
説明担当 筑紫野市

近年、廃棄物の量の増大に伴い最終処分場の残余容量が逼迫するとともに、廃棄物の質の多様化等に伴い安定型最終処分場の浸出水から国が定める基準以上の水質汚濁や硫化水素ガスが発生するなど、各地で最終処分場をめぐるトラブルが頻発し、国民の間で廃棄物処理に対する根強い不信感が生じている。

このままの状態が続けば、産業廃棄物処理のシステムは破綻し、取り返しのつかない環境破壊を招くことになりかねない。

現在、産業廃棄物行政は都道府県及び政令で定める市の許認可事務として運営されているが、地域に最も近い行政の多くの市町村に法的権限がなく、処理場を抱える市町村は深刻な事態に直面している。

産業廃棄物処分場が必要なことは言うまでもないが、私たちは今日までの営々と培ってきた素晴らしい環境を守り、孫子の時代へ引継ぐ責任がある。

産業廃棄物問題をめぐって、最も苦しんでいる市町村の立場を是非ともご理解いただき、については、法制度の改善等の次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 廃棄物の不法投棄については、「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき実効性ある施策を展開するとともに、廃棄物処理法と各種リサイクル関連法の整備により、不適正処理の防止対策を講ずること。
- 2 産業廃棄物処理に関しては、政令で定める市以外の市町村には法的権限が一切無く、処理施設などを抱える自治体においては環境汚染等の深刻な事態が発生していることから、処理場の立地規制、処理場閉鎖後の安全管理、情報公開など安全で環境に影響を及ぼさない制度を確立すること。
また、排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任の実効性を確保すること。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出

説明担当 函館市

北海道新幹線（新青森・札幌間）は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、「北の大地 北海道」が、その個性を活かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

また、東北、北関東、首都圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等、本道の様々な産業分野へ大きな波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものと確信いたしております。

新青森・新函館間の着工により、いよいよ北海道新幹線が北の大地に第一歩を標すことになりましたが、新青森・新函館間の早期開業はもとより、その効果が最大限に発揮される札幌までの延伸は、私ども570万道民の長年の悲願であります。

以上のことから、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

新青森・新函館間の早期開業

新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成

公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

道路特定財源の確保と東北地域における道路交通網の整備促進について

東 北 部 会 提 出
説明担当 むつ市

地域の産業、経済の活性化や文化の振興を図り、地域間格差を解消し、国土の均衡ある発展を目指すためには、高速交通体系の確立、とりわけ道路交通網の整備促進が重要かつ緊急を要する課題であります。

また、一般国道は、交通量の増大や車両の大型化が急速に進み、都市部における交通渋滞が著しく、基幹道路としての機能が低下し、市民生活に大きな支障となっております。

つきましては、次の事項について特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 道路整備の財源確保について

道路特定財源を引き続き道路整備の財源として確保し、他に転用することなく、その全額を道路整備に充当するとともに、一般財源を大幅に投入すること。

2 自動車専用道路の整備促進について

(1) 東北横断自動車道釜石秋田線について

- ・釜石～花巻間の早期整備を図ること。
- ・一般国道283号線仙人峠（国土開発幹線自動車道に平行する一般国道の自動車専用道路）早期完成を図ること。

(2) 東北中央自動車道について

- ・新庄～雄勝間の基本計画区間への格上げを行い、早期建設を図ること。
- ・福島～米沢間ほか未完成区・未着工区の建設促進を図ること。
- ・S A・P Aに接続するスマートI Cの本格導入を図ること(寒河江S A)
- ・一般国道115号「阿武隈東道路」の建設促進及び「霊山道路」の早期事業着手を図ること。

(3) 常磐自動車道について

- ・常盤富岡～亶理間の早期整備を図ること。
- ・仙台東部道路及び三陸縦貫自動車道との早期連結を図ること。

(4) 日本海沿岸東北自動車道について

- ・本荘～岩城間、大館～小坂間、鷹巣～大館間、能代～二ツ井間の早期完成を図ること。
- ・酒田～象潟間の整備計画路線への格上げと、早期に建設を具体化すること。
- ・二ツ井～鷹巣間の早期事業化を図り、仁賀保本荘道路、象潟仁賀保道路など、国幹道関連事業の整備促進により青森～新潟全線の早期完成を図ること。

(5) 八戸・久慈自動車道について

- ・久慈市夏井町～青森県階上町間の整備計画区間への格上げにより整備促進を図ること。

3 一般国道の整備促進について

下北半島縦貫道路の整備促進，国道7号・13号の全線4車線化の促進ほか一般国道の整備促進を図ること。

4 高規格道路の整備促進について

高規格幹線道路網の整備に当たっては、地域の実情、路線の社会的効果などを考慮し、地方の意見を十分に聞きながら着実に促進すること。

雪害対策経費への補助拡充等について

北信越部会提出
説明担当 あわら市

昨年末からの異常豪雪は、全国各地で多くの死傷者と住宅等に甚大な被害をもたらしました。また、JR各線は運休が続発し、高速自動車道は頻繁に通行止めとなるなど、住民生活は大きく混乱し、各地で災害救助法の適用を受ける事態となりました。

各自治体では、生活道路の確保、高齢者や不在家屋等の倒壊防止対策、児童生徒の通学確保及び高齢者世帯への除雪支援等、雪害対策に全力を挙げて取り組んだところであります。

しかしながら、除排雪活動などの雪害対策経費は膨大なものとなり、財源の確保において非常に困難な事態に直面しました。

国におかれても、対策において速やかな対応を図られたところでありますが、豪雪地帯の実情や財政事情を認識され、次の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 除排雪経費に対する特別交付税措置及び除排雪経費の国庫補助制度の創設
- 2 除雪対策の強化及び除雪機用のガソリン税・軽油引取税の減免
- 3 農業関係の雪害復旧に係る補助制度の創設
- 4 災害救助法の適用基準及び適用期間延長の柔軟な対応と救助経費の支援
- 5 特別豪雪地域の道路拡幅改良、危険箇所等の点検及び雪崩防止柵等の整備促進

北陸新幹線の建設促進について

北信越部会提出
説明担当 高岡市

北陸新幹線は、わが国における高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであります。

また、他の整備新幹線とは異なり、東海道新幹線の代替補完機能を有し、過密ダイヤの負担軽減を図るうえで重要な役割を担うとともに、北陸地域の一体的な振興を図るうえで大きな効果が期待されています。

つきましては、平成16年12月の「政府・与党申し合わせ」に基づき、整備スキームを早急に見直され、北陸新幹線全線のフル規格による開通が一日も早く実現されますよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 大阪までの整備計画を踏まえた、北陸新幹線全線の整備スケジュールの早期確立
- 2 長野から白山総合車両基地までの早期完成及び適正規模の確保
- 3 金沢～敦賀間の早期工事認可及び整備
- 4 北陸新幹線小松駅並びに加賀温泉駅、芦原温泉駅の先行整備
- 5 福井駅の早期完成並びに金沢開業と同時期での福井開業
- 6 南越 敦賀間のトンネル工事区間の早期着工・早期完成
- 7 JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得など特別な財政支援等の実施
- 8 新幹線駅舎及び駅併設都市施設整備に対する支援
- 9 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する適切な財源措置

建築物の耐震性に係る防災対策の充実強化を求める要望

関東部会提出
説明担当 江東区

昨年11月、首都圏のマンションなどの建築物をめぐり全国を震撼させる耐震強度偽装問題が発覚した。これらの偽装物件は、震度5強で倒壊する危険があり、発覚以来、今なお被害が拡大している。今回の偽装問題は、特定の建築士の倫理観の欠如に端を発しているとはいえ、国の指定確認検査機関への指導・監督が不十分であったことなどが指摘されている。

国も、12月に具体的な公的支援策を発表したが、地域住宅交付金制度を活用していることから、自治体に国よりも重い財政負担を強いる不公平な内容となっている。今回の措置は、地域住民の生命と安全を確保する観点から止むを得ない側面もあるが、国は自らの責任を十分認識し、財政負担のあり方を含めた適切な対策を講じるべきである。

一方、近年震度5強の地震が各地で発生し、甚大な被害をもたらしている中、災害時に避難施設となる公共施設の耐震化や一般個人住宅の耐震補強工事への財政支援が急務となっている。

建築物の耐震性能は、地震に対する国民の安全・安心の根幹に関わる重要問題であるとともに、防災対策を進める上で不可欠なものであり、住民の生命と財産を守るため国に対し下記事項について強く要望する。

記

1. 耐震強度偽装問題に係わる被害住民に対する経済的支援やマンションの解体や建て替えに要する経費など国は自らの責任を十分認識し、その責任に応じた実効性ある支援策を講じること。
2. 建築確認・検査制度全般にわたり、徹底的な検証と見直しを行うとともに信頼される建築行政の確立を図ること。
3. 直下型地震に対する住民の生命を守る避難施設の耐震化は必要不可欠であることから、避難施設への耐震化に伴う十分な財源措置を講じること。
4. 一般個人住宅の耐震補強工事の促進を図るため、国として経済的な支援制度を早期に創設すること。

防災対策の充実強化について

東海部会提出
説明担当 桑名市

近年、集中豪雨や台風により過去になかったような災害が全国各地で頻繁に発生し、さらに、地震災害など被害が相次いでいるところである。この一連の被害によって、地域社会や地域経済に計り知れない影響を及ぼし、対策が急務となっている。また、今後、東海・東南海地震等の大規模地震の発生が想定される中、地震による人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅等の耐震性を早急に確保して、安心・安全なまちづくりを総合的に推進する必要がある。

よって、国においては、地震、風水害などの自然災害を未然に防止する対策の強化について、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1．伊勢湾に面した臨海部や木曾三川をはじめとする河川周辺地域には、液状化が発生する可能性のある地域が広範囲にわたっており、大地震の発生が懸念される現状において、道路や鉄道の橋梁等の河川構造物の崩壊が危惧されている。

国の調査では、伊勢湾の海岸堤防の耐震化率が3大都市圏のなか東京湾、大阪湾に比べてきわめて低いとの調査発表がなされており、東海・東南海地震による津波被害も予想されるため、堤防の耐震対策を早急に推進されたい。

また、輸送手段の多様性を確保する河川舟運を充実させるため、通船可能な河川確保や災害対策拠点、救援活動拠点ともなる防災船着場の整備を推進されたい。

- 2．災害に強いまちづくりを実現するため、住宅耐震改修に伴う措置については、安心・安全な市民生活を営むことができるようなお一層の充実・強化を図られたい。

また、大規模な災害時における被災住民の過大な負担を軽減し、地域社会の復興を図るため住宅再建を支援する制度を創設されたい。

生活バス路線対策事業に対する補助制度の充実について

中国部会提出
説明担当 美祢市

全国的に少子・高齢化が進む中、交通弱者と言われる子供や障害者、お年寄りの方の交通手段を確保することは、地方自治体の喫緊の重要課題であります。

高齢化率が高い地域は、人口の減少している市町村に多く、交通機関の必要性・重要性に相反して、路線バス各社は、非採算地域であることを理由に、相次いで撤退しているのが現状であります。

また、人口減少地域においては、当然のこととして少子化傾向も顕著であり、経費の節減等を目的に、学校の統廃合を行っております。学校が廃校になった地域では、統合された学校が遠距離にあり、徒歩による通学が困難になるため、自治体が、マイクロバスやタクシーによる送迎を行っているところです。さらに、昨今、小学生を狙った凶悪な犯罪が全国的に多発しており、このような観点からも、一人で歩いて通学させるわけにはいきません。

本市においては、このような現状に鑑み、バス会社に委託して、新たにコミュニティバスを運行すると共に、赤字により廃止となったバス路線の運行に補助を出し、お年寄りの生活や子供の通学の足となるよう、路線の存続を図っているところです。

しかしながら、この事業に対する国・県の補助要件は厳しく、ほとんどの路線が補助対象外となるため、単独市費による事業を余儀なくされ、さらに、この事業に係る経費は増加する一方で、市の財政を圧迫しております。

よって、国・県においては、少子・高齢化対策の一環として、また、生活弱者を犯罪被害から守るためにも、バス路線の存続に対して特段のご配慮をいただき、自治体独自のバス運行や、自治体が補助をしてバスを運行する生活バス路線対策事業への補助制度を充実されますよう、要望いたします。

高速自動車道並びに国道バイパス等の 道路整備促進について

四国部会提出
説明担当 新居浜市

今日、都市における交通整備基盤につきましては、高速自動車道や国道等のバイパス整備が迅速に図られ、交通渋滞の解消並びに隣接商業地としての事業効果が十分に図られているように見受けられます。また四国における道路網は、瀬戸内海大橋を初め四国縦貫・横断自動車道と整備が図られ、自動車での交通が中心である私達の生活に、大きく利便効果を上げておりますとともに、物流産業においても輸送効率が向上し、核となる物流センターからのネットワークが形成されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら四国全体を鑑みますと、高速自動車道においても8の字ルートの形成率は平成19年度末で61%であり、まだまだ整備が急がれます。また国道等のバイパス整備におきましても、全線が開通に至っていないところが大半であるのが現状です。

さらに、地方道においても、近年の車両台数の急激な増大から右折車線確保による交差点改良、幅員狭小解消など、次々と道路改良の必要性が生じている状況であります。

道路は私達の生活を大きく向上させ、安全で安心して暮せる生活の基盤でありますことから国におかれましては、地方における道路整備の重要性並びに実情を充分把握されまして、道路特定財源の確保と、適切な運用によりまして、地方への重点配分と財政対策の充実強化を図っていただくなど、地方での道路整備が、より一層促進されますことを国に強く要望いたします。

東九州自動車道の整備促進について

九州部会提出
説明担当 延岡市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ交通網の整備が体系的に遅れていることから、九州の産業・経済・観光・文化等の広域的活動を確保し、物流拠点と連携する高規格幹線道路の早期整備が強く望まれている。

とりわけ、東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点に、大分県、宮崎県、鹿児島県の4県を南北に縦貫する全長約436kmの高規格幹線道路であり、沿線には、多くの重要港湾や空港等の交通拠点、商工業都市が位置している。

本自動車道の早期完成は、移動時間の短縮をもたらす、災害等の緊急輸送、救急医療、広域観光など、様々な面から地域経済発展及び住民生活の安定確保に結びつくものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を期するため、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

高規格幹線道路「東九州自動車道」を早急に整備し、全線の早期供用を図ること。

- 1 工事中区間の早期完成を図ること
- 2 整備計画区間の早期事業着手を図ること
- 3 基本計画区間の早期整備計画策定を図ること
- 4 新直轄事業区間の事業促進を図ること